



平成 28 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株式会社 エス・サイエンス  
代表者名 代表取締役会長 品田 守敏  
(コード: 5721 東証第1部)  
問合せ先 取 締 役 社 長 甲佐 邦彦  
(TEL. 03 - 3573 - 3721)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 97 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。その概要は、下記のとおりであります。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 事業の多様化を図るため、事業目的の一部を変更するものであります。
- (2) 会計監査人に関する各事項につき、法令に従い当社での取扱いを明確にするため、変更案第27条（会計監査人の選任）、同第28条（会計監査人の任期）及び同第29条（会計監査人の報酬等）を新設するものであります。
- (3) 機動的な資本政策及び会計上の整理並びに配当政策の実施を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会によって行うことが出来るよう、変更案第33条（剰余金の配当等の決定機関）を新設し、また、中間配当を可能にするため同第32条（剰余金の配当）及び同第34条（剰余金の配当の基準日）を追加、新設するものであります。
- (4) 上記条文の新設、変更に伴う条数の変更のほか、字句の追加その他所要の変更を行なうものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）

平成 28 年 6 月 29 日（水曜日）

定款変更の効力発生日（予定）

平成 28 年 6 月 29 日（水曜日）

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条 &lt;条文省略&gt; 第2条 (目的) 1.～12. &lt;条文省略&gt; 13. オートバイ、自動車 (特殊車輛を含む)、<u>鉱産物</u>、農産物、水産物。畜産物、動物および植物、冷凍食品および加工食品の売買、保管ならびにその仲介および輸出入業務ならびに、これらに該当するコンサルサント業務 14.～58. &lt;条文省略&gt; 第3条～第26条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>第27条～第28条 &lt;条文省略&gt; 第29条 (剰余金の配当) 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。 剰余金の配当には利息をつけない。</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>第30条 &lt;条文省略&gt; 第31条 (剰余金の配当等の除斥期間) 剰余金の配当またはその他の諸交付金 がその支払確定の日より満3年経過したときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。</p>	<p>第1条 &lt;現行通り&gt; 第2条 (目的) 1.～12. &lt;現行通り&gt; 13. オートバイ、自動車 (特殊車輛を含む)、<u>重機</u>、<u>鉱産物</u>、農産物、水産物、畜産物、動物および植物、冷凍食品および加工食品の売買、保管ならびにその仲介および輸出入業務ならびにこれらに関するコンサルティング業務 14.～58. &lt;現行通り&gt; 第3条～第26条 &lt;現行通り&gt; 第27条 (会計監査人の選任) <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>前項の選任に関する議案内容の決定は、監査役会がこれを行う。</u> 3. <u>取締役会は、前項2.の該当決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する。</u> 第28条 (会計監査人の任期) <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 第29条 (会計監査人の報酬等) <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得た上で、取締役会に諮り決定する。</u> 第30条～第31条 &lt;現行通り&gt; 第32条 (剰余金の配当) 剰余金の配当は、毎年9月30日および毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に支払う。剰余金の配当には利息をつけない。 第33条 (剰余金の配当等の決定機関) <u>当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。</u> 第34条 (剰余金の配当の基準日) <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> 2. <u>当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u> 第35条 &lt;現行通り&gt; 第36条 (剰余金の配当等の除斥期間) 期末配当金または中間配当金 がその支払確定の日より満3年経過したときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。</p>